

東中野図書館 法律情報局

東中野図書館 個性づくりテーマ展示《第15回》



これは、パワハラですか

働きやすい職場かどうかの条件の一つ「人間関係」。

この「人間関係」の悩みの中には、パワー・ハラスメント（以下パワハラ）への相談事例が増えています。相談者の中には「これはパワハラなのか」という不安から、打ち明けるのに時間がかかった方もいます。パワハラが長引くほど、心へのダメージも増えてしまいます。


パワハラをする人・される人にならないためにも、ぜひパワハラについて考えてみませんか。



☆展示期間：平成25年10月26日（土）～12月26日（木）

☆展示場所：東中野図書館3F 法務情報コーナー

☆問い合わせ：東中野図書館
中野区東中野1-35-5
03(3366)9581



職場のいじめ 「パワーハラ」を知っていますか

パワー・ハラスメントとは

平成24年、厚生労働省は「パワー・ハラスメント」を以下のように定義しました。

「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」

現在、職場の人間関係で悩みを抱えている人が激増しています。こうした職場の人間関係の不満は、これまでもなかったわけではありません。

ところが、最近の訴えはどこでも見られる“職場の風景”といえるようなものとは違ってきています。もちろん、その訴えの多さという量的なものもありますが、気になるのは深刻さの度合いを含めた質的な違いにあります。以前は、些細な出来事として笑い話ですまされたようなことが、大きなトラブルに発展してしまうケースも増えています。

こうした時代を背景に、いわゆるパワーハラと呼ばれる、上司から部下への過度な叱責を典型とする問題が出てきました。

パワー・ハラスメントの事例

どんなことが職場で起きて、社会問題となっているのかみてみましょう。



上司から仕事の「覚えが遅い」「普通じゃない」と仕事のできが悪いと度々責められ、周りの人たちとの人間関係もスムーズに行きません。そのために孤立しており、身体的・精神的にも辛い立場にあります。

上司の度重なるいじめに耐えられず、職場を休まざるを得ませんでした。「無断欠勤で懲戒解雇になる」と通告されて困っています。



企業は、労働者に対して**安全配慮義務**があります。その人にとって働きやすい環境や肉体的・精神的負担など健康への配慮する必要があります。

まずパワーハラは言葉による注意が行き過ぎる場合や、相手の人格や名誉を貶める発言がきっかけとなりやすいです。業務上の注意は必要ですが、逸脱していないか注意しましょう。

また自分では冗談のつもりだったことを、パワーハラと受け取られることもあります。相手がどう感じるのか迷った時は、必要な事だけを淡々と伝えましょう。

女性の社会進出や雇用形態の変化による、新たな悩みも増えています。
このような時は、どんな法律が労働者を保護しているのでしょうか。



育児休暇を終えて「職場復帰をしたい」と伝えたところ、会社から「もう、あなたのする仕事はない」「この際だから子育てに専念したらどうか」などと言われて困っています。

例えば1歳未満の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることによって、育児のために必要な休業を取ることができます。その際、労働者の復職への配慮も保障されています。

「事業主は労働者の育児・介護休業および子の看護休暇の申し出または取得を理由として、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない」

(育児・介護休業法 第10条、第16条、第16条の4)

派遣先の上司と仕事上の折り合いが悪く、いじめられていました。
派遣先の人事担当に訴えたところ、更新時に打ち切りとなり、
派遣元からも解雇されてしまいました。



派遣労働者は、派遣元と雇用に関する契約を結んでいます。派遣先が労働者の更新打ち切りを望んだとしても、解雇を求めることはできません。

「労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、労働者派遣契約を解除してはならない」

(労働者派遣法 第27条)

パワハラは人権侵害です

パワハラは何よりも人権侵害になります。ですが、セクハラと違い根拠となる法律がなく、それぞれの状況から相応しい法律を探す必要があります。わからない時は、会社の窓口や外部の機関に頼りましょう。

人と人との問題は難しく、様々なケースがでてきます。まずは未然に防ぐためにも、意識することから始めてみましょう。

『知っていますか？ パワー・ハラスメント一問一答 第2版』

金子 雅臣／著 解放出版社 2009年

『管理者のためのセクハラ・パワハラ・メンタルヘルスの法律と対策』

戸塚 美砂／監修 三修社 2012年

オススメ展示図書

幸せに近づくコミュニケーションの処方箋 336.4 サ

笹氣 健治／著 ナナ・コーポレート・コミュニケーション 2007年

私達は今まで学校や職場でも、対人コミュニケーションについて学ぶ機会がほとんどありませんでした。そのため周りの人との良い関係を構築することができず、仕事がスムーズにいかないなどの悩みを抱えています。

この本では、Q&Aのケーススタディ方式で、解決に役立つポイントを解説。「人間関係」の問題を抱えて尻込みをしている人でも、この本を読んでコミュニケーションのツボさえおさえてしまえば、ストレスなく仕事もはかどり、毎日が楽しくなるはずですよ。

どうする!? 職場の「困ったさん」 336.4 ヨ

横井 祐／著 中央経済社 2011年

法令違反ではないがマナー違反かは微妙な行為を行う、そんな「困ったさん」会社の中にいませんか? 当人にはまったく自覚がないため、その扱いに頭を悩ませていませんか?

「困ったさん」の事例を4コマ漫画で示した後、その困った状況への対処法をわかりやすく解説しています。漫画の登場人物「小松田部長」のキャラクターも面白く、すいすい読めてしまいます。身近に「困ったさん」がいる人は、ぜひ読んでみて下さい。

正しく知る会社「うつ」の治し方・接し方 498.8 ト

友常 祐介／著 技術評論社 2013年

現代社会では、仕事のストレスが原因で心の健康を害してしまう人が多くなっています。ストレスが原因で「うつ」になり、休職や退職に追い込まれる人もいます。

産業医として働く人を数多く見てきた筆者が、「うつ」の初期症状の発見と早期療法に重点を置き、手遅れにならないことを第一に、わかりやすく解説しています。

「うつ」になりかかっている人、「うつ」になってしまった部下や、同僚を持つ人には読んでいただきたい一冊です。

【展示図書リスト】

書名	著者名	出版者名	出版年	分類番号
君は雇用社会を生き延びられるか	大内 伸哉／著	明石書店	2011年	366.1 オ
ガイドブック労働者派遣法 第2版	高橋 保／著	法学書院	2013年	366.1 タ
身近な労働相談	水谷 英夫／著	日本加除出版	2013年	366.1 ミ
全図解わかりやすい労働基準法 改訂新版	矢島 忠純／共著	自由国民社	2011年	366.1 ヤ
労働審判・個別労働紛争解決のことならこの1冊	国部 徹／著	自由国民社	2010年	366.1 ロ
パワーハラスメント	岡田 康子／著	日本経済新聞出版社	2011年	366.3 オ
知っていますか？ パワー・ハラスメント一問一答 第2版	金子 雅臣／著	解放出版社	2009年	366.3 カ
それ、パワハラです	笹山 尚人／著	光文社	2012年	366.3 サ
まだある！職場のセクハラ・パワハラ	和田 順子／著	新水社	2012年	366.3 ワ
ササッとわかる「うつ病」の職場復帰への治療	五十嵐 良雄／著	講談社	2009年	498.8 イ
正しく知る会社「うつ」の治し方・接し方	友常 祐介／著	技術評論社	2013年	498.8 ト
「月曜日の朝がつらい」と思ったら読む本	森下 克也／著	中経出版	2012年	498.8 モ

↓この本読んで！イチオシ本！！

『一人でも部下がいる人のためのパワハラ入門』 366.1 チ

千葉 博／著 フォレスト出版 2011年

パワハラに関する本では、被害者の体験談や悩みがよく取り上げられています。そういった本が多い中、職場のトラブルや問題社員に悩む管理職へ、実際にあった裁判をもとに解説しています。

例えば遅刻常習犯や場の雰囲気乱す社員に対しての解雇はどうでしょう。一見、管理者側に有利になりそうですが、法律はどう判断するのでしょうか。

その他、他の本では見かけない例もあり、そうならないための未然の対策もまとめられています。

☆このリストのほかにも多数取り揃えております☆

パワハラ法律について調べる方に

1. 情報検索のキーワード

様々な「キーワード」を使うことで、効率的な情報の検索が可能になります。

パワー・ハラスメント／パワハラ／セクハラ／メンタルヘルス／人間関係／
就業規則／労務管理／労働法／労働基準法／労働基準監督署／安全配慮義務／
うつ病／新型うつ病／リストラ／過労死



2. 図書資料を調べる

中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『 中野区立図書館ホームページアドレス 』

⇒ <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/>

・・・中野区立図書館のホームページや利用者開放端末（OPAC）で調べてみましょう。

『 中野区立図書館ホームページアドレス（携帯） 』

⇒ <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/i/>

・・・中野区立図書館のホームページの携帯版。

『 東京都立図書館統合検索 』

⇒ <http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/>

・・・東京都内の公立図書館の蔵書について一括して検索できます。

3. 雑誌・新聞で調べる

東中野図書館では、雑誌・新聞は2階にあります。

新聞

朝日新聞 / 産経新聞 / 東京新聞 / 日経新聞 / 毎日新聞 / 読売新聞

☆日経新聞縮刷版は過去10年分ございます。

『 毎日新聞 』 2013年8月30日朝刊 金沢21世紀美術館・館長パワハラ問題

雑誌 『 シュリスト 』 有斐閣

『 f a r o 』 司法の窓（中央図書館）

4. 基本的な情報を調べる

●テーマの棚を調べてみましょう。

分野	分類記号	分野	分類記号	分野	分類記号
人事管理	336.4	労働政策	366.1	労働者の保護	366.3

●テーマに関する図書で調べてみましょう。

『身近な労働相談』 366.1 ミ
水谷 英夫／著 日本加除式出版 2013年

5. 用語や事例について調べる

言葉の意味などを調べてみましょう。

『現代用語の基礎知識 2013』 031 グ 13 自由国民社 2013年

『六法全書』(1・2) 320.9 □ 12 有斐閣 2012年

★インターネットで探す

『裁判例検索 — 最高裁判所 —』 <http://www.courts.go.jp/>

・・・最高裁が提供する裁判例検索システム。裁判所名・事件番号・裁判年月日等で検索可能。

6. 関連機関を活用する

関連機関でパワハラに係わるさまざまな事を調べてみましょう。

『こころの耳』 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

・・・働く人のメンタルヘルスやご家族の方へ、相談窓口などわかりやすく紹介されています。

『あかるい職場応援団』 <http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

・・・増加するパワハラ相談への予防・解決を目指し、様々な情報を発信しています。

『総合労働相談コーナー』 <http://www.mhlw.go.jp/>

・・・厚生労働省による相談窓口の一つで、労働問題に関するあらゆる分野が対象です。
必要に応じて、他機関の情報も得られます。





東中野図書館からのお知らせ

「クリスマス」おはなし会

日時 12月11日 (水) 15:30~16:30

場所 2階 えほんコーナー

7月の「たなばた」おはなし会では、多くの方とお会いできて嬉しかったです。笹に託した願い事は、叶いましたか？

気づけば夏の空気も衣替えとなり、秋が来ましたね。そうして秋が来たら、季節はあっという間に冬です。

冬の「クリスマス」おはなし会で、また皆さんとお会いできるのを楽しみにしています！



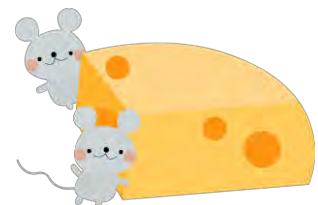
東中野図書館・展示のお知らせ

児童展示：テーマ「いただきまーす」

読書・芸術・スポーツなど、様々な秋の楽しみ方があります。

東中野では、食欲の秋にちなんでおいしい食べものを色々紹介します。

皆の好きなもの、紹介されているかな？



10月26日より展示予定